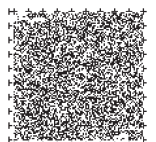
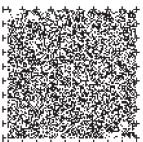


第3章 障害者施策推進の基本的な考え方







障害者施策推進の基本的な考え方

1 基本理念

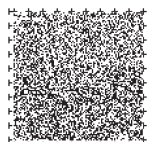
障害者基本法では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしています。

また、障害者総合支援法では、全ての障害者及び障害児が、可能な限り身近な場において必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会及びどこで誰と生活するかを選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念としています。

台東区の基本構想においても、「いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現」を基本目標の一つに掲げ、地域で互いに支え合い、つながりを大切にすることは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていくために必要不可欠なことであるとしています。

本計画では、これらの障害者に関する法の理念及び台東区基本構想等の趣旨を踏まえ第6期障害福祉計画の基本理念を以下のとおりとしました。

誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
住み慣れた地域で、
共にいきいきと暮らせる社会の実現



|| 2 計画の目標

基本理念に基づく社会を実現するため、第5期台東区障害福祉計画策定後の国の動向や、区の障害福祉の現状等を踏まえながら、次の4つの基本目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を11に整理し、国の基本指針等を踏まえた数値目標などを取りまとめました。

基本目標Ⅰ 心のバリアフリーと権利擁護の推進

人格と個性を尊重し合える社会の実現のためには、全ての区民を対象として、障害への理解や差別解消の推進をしていくことが不可欠です。

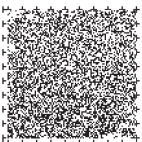
また、障害の有無に関わらず、誰もが平等に社会に参加していくためには、多様な意思疎通手段についての理解の促進や社会環境の整備が必要です。

基本目標Ⅱ 地域生活支援の充実

住み慣れた地域での生活を実現するため、本人や家族が安心して暮らすための支援策と環境整備に関する地域生活支援の充実が必要です。サービスの入口となる相談支援を充実するとともに、障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備に努めます。また、サービスの提供に必要な福祉人材の育成・充実を合わせて実現していくことも必要です。さらに、災害や犯罪等への防災・防犯、バリアフリーのまちづくりを推進していきます。

基本目標Ⅲ 障害児支援の充実

すべての子供が健やかに成長するよう支援するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できる体制を構築していきます。また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害児に対して、支援が受けられるよう支援体制を強化していきます。



基本目標Ⅳ 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

就労は、暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素でもあり、障害者が地域で自立した生活を送るには、就労などの経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジするために、きめ細かい就労相談や日常生活への支援を行います。

また、一般就労に移行することが困難な障害者に対して、働くことの喜び及び達成感を得ながら、地域において自立した生活が送れるよう、福祉的就労等の支援を行います。

第1章

第2章

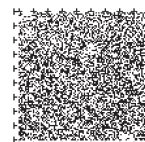
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



|| 3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、
共にいきいきと暮らせる社会の実現

